

# 第1章 序論

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画のフレーム

# 第1章 序論

## 1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づき、主に緑地の保全や公園等の整備、公共施設及び民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ、緑に関する基本的な方針を定める計画です。

## 2 計画策定の趣旨

本市の緑の基本計画は、平成10年3月に策定し、その後、平成15年度に一部改訂を行い、平成32年を計画の最終目標年度（平成17年度を短期、平成22年度を中期）として、緑に関する施策に取り組んできました。

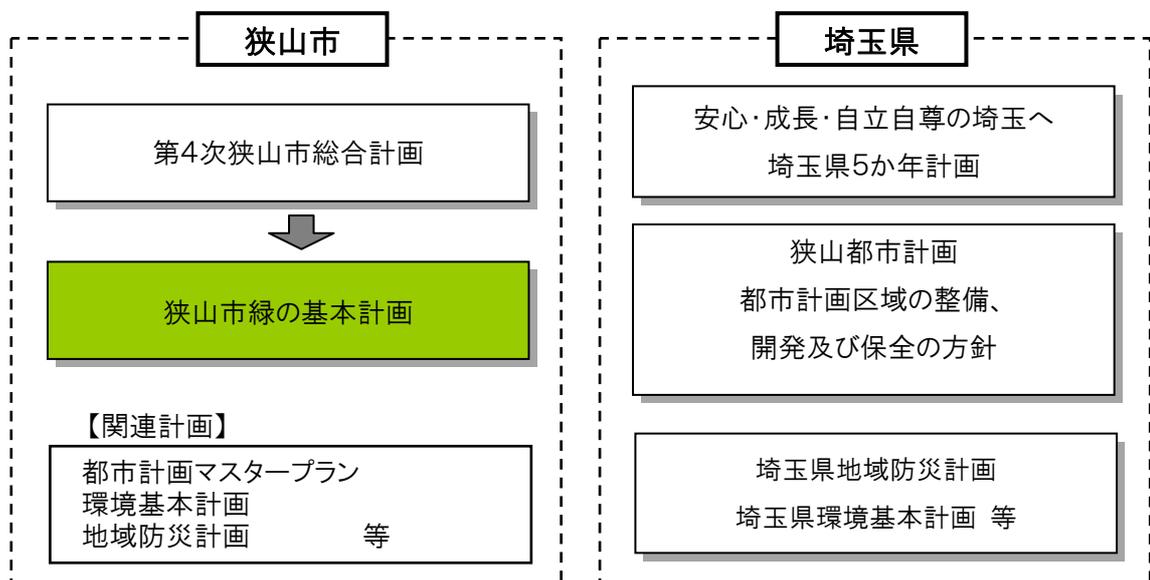
この間、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、長引く経済の停滞といった社会経済状況の変化や、自然災害の相次ぐ発生など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、これまでの計画は、策定時の社会的気運を反映して、積極的な緑の整備・拡充を目標として設定してきましたが、近年の社会経済情勢から、現行の計画の中の目標や方針が現状とそぐわなくなっているなど、計画どおりに事業を進めることが困難となっています。

こうしたことから、前計画の短中期的な目標年度を経過した中で、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、現在の課題の解消に向けて取り組むべき施策を設定するために、第4次狭山市総合計画の策定を踏まえ、新たに狭山市緑の基本計画を策定するものです。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、第4次狭山市総合計画前期基本計画を上位計画として、策定したものです。



## 4 計画のフレーム

本計画の前提となる計画期間、計画対象区域、人口の見通しについては、上位計画である第4次狭山市総合計画との整合を図り、次のように定めます。

### 1 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。



### 2 計画対象区域

計画対象区域は、市全域の都市計画区域(4,904ha)を対象とします。

| 都市計画区域名称 | 計画対象市町村        |
|----------|----------------|
| 狭山都市計画区域 | 狭山市全域(4,904ha) |

### 3 人口の見通し

計画対象区域における人口の目標は、以下のとおりとします。

|    | 平成27年度   | 平成37年度   |
|----|----------|----------|
| 人口 | 153,738人 | 143,000人 |

出典：狭山市人口ビジョン